

電気工事仕様書

1. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電灯・コンセント設備	図示位置への電灯・コンセント設備工事一式

11. 共通仕様
 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工種編)(平成28年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工種編)(平成28年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工種編)(平成28年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれ工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

111. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への請手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手数料等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承認を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)
 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
 また、その原因を調査し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)
 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)
 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法令上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定し、かつ、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の欠明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)
 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 (1) POBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 (1) 本工事の建物分類は(特定の施設○)一般の施設(□)であり、地域係数は(C/D)0.9とする。
 (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)、地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平地震度は次にによる。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
 重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置)

- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 各種荷重計算
 対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ)
- 強度計算
 対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール)
- コンクリート工事
 受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
 ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

- 特記仕様2(特記事項)
 1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2m以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フレッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 なお、屋外において直接外気に触れる場所(屋内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水プルボックスは、(ステンレス製・鋼板製)とし、(メラミン積付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電気71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.13 による。
- 分電盤、制御盤、端子箱などの2次側以降の配線は、配線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₁接地極の材料はE8とL=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 変圧電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 (・ 一階居室、廊下等)
 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後割合ペイント2回塗りとする。
 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
 屋外布設の厚膜電線管は、めっき付差量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設構造物シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.8.4) なお、単線接地線の接続にはセルファアップねじ等電線しか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増補確認の表示を行う。(標仕 <2>1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>10.1.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5)により行う。
 製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

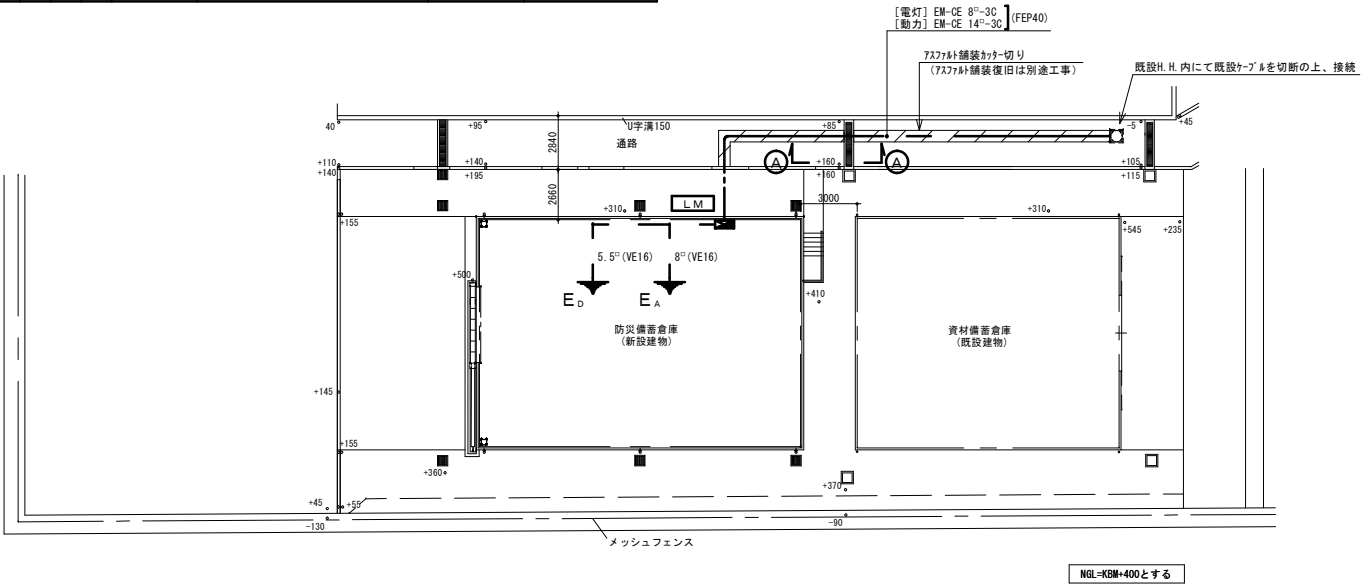
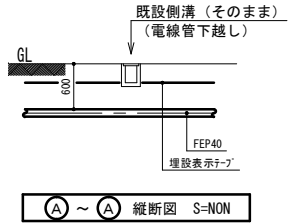
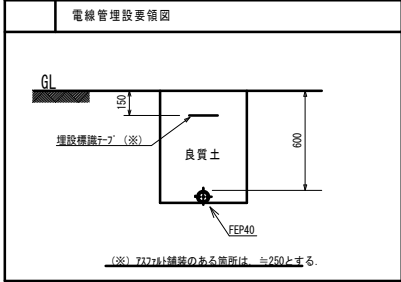
V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防煙及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形設置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄筋ふた(マンホールふた)	

徳島県企業局	工事名	R 1 総合管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事	図面番号	E-01	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端壮一郎
	図面名	電気工事 特記仕様書	縮尺	NON	

負荷リスト										
盤名称・電源種別 幹線記号・主幹開閉器	分岐	回路NO	電圧(V)		分岐開閉器			負荷名称	容量	備考
			100	200	MCB	ELB	P・AF/AT			
電灯動力分電盤										
(LM) 屋内壁掛型										
ELB3P 50AF/30AT 電灯103W 210/105V		1	○	○	2・30・20			電灯	970 (VA)	
		2	○	○	2・30・20			コンセント	400 (VA)	
		3	○	○	2・30・20			コンセント	430 (VA)	
		4	○	○	2・30・20			軽量シャッター	280 (VA)	
		5	○	○	2・30・20			エアコン	1810 (VA)	
		6	○	○	2・30・20			換気扇	610 (VA)	
		7	○	○	2・30・20			予備	(VA)	
		8	○	○	2・30・20			予備	(VA)	
							容量合計	4500 (VA)		
動力303W 210V		A	○	○	3・30・30			走行クレーン	5.08 (kW)	
								予備	(kW)	
								容量合計	5.08 (kW)	
◎◎◎ ET (EA) ET (ED) (ELB用)										



配置図 1/200

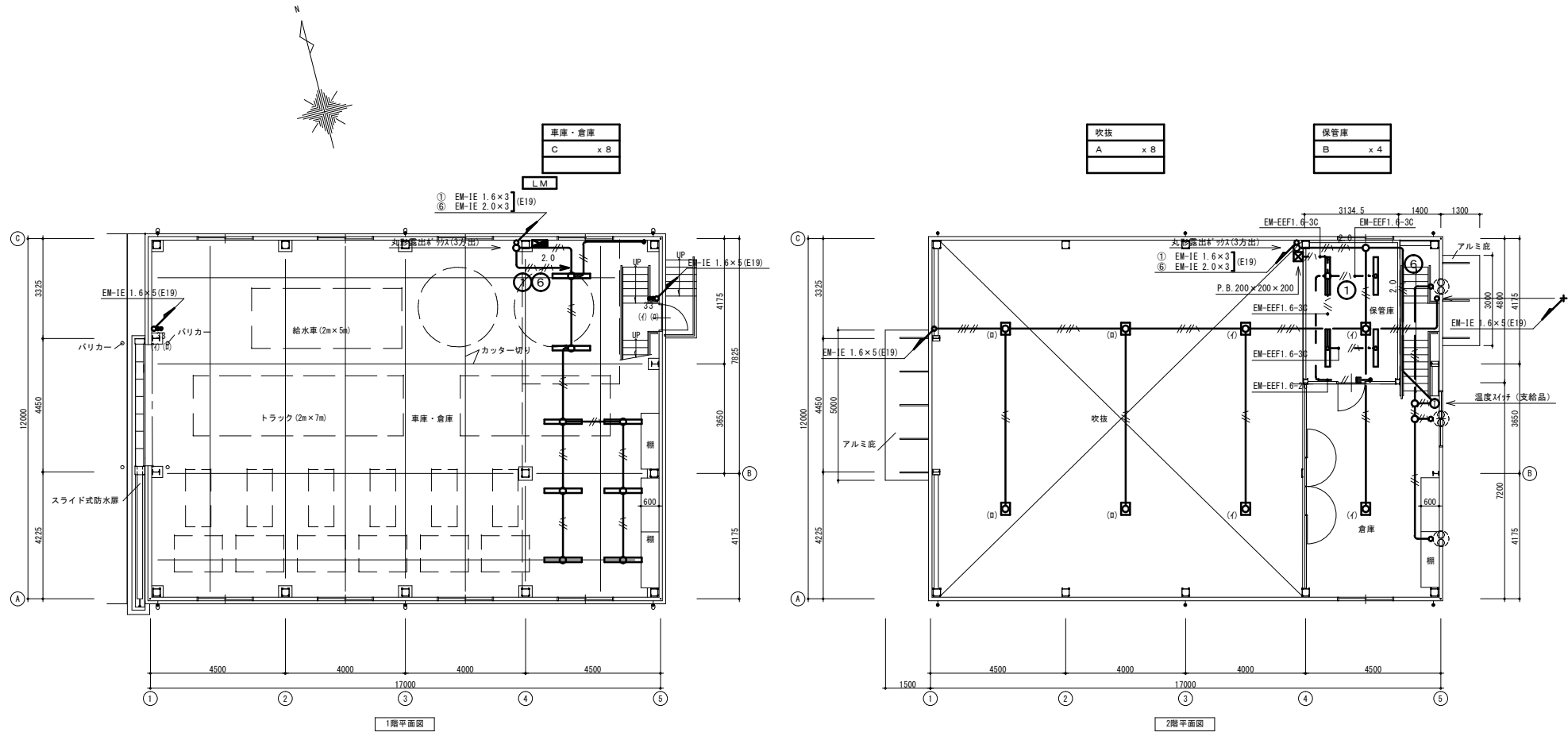
図中明記なき配管・配線は下記とする。

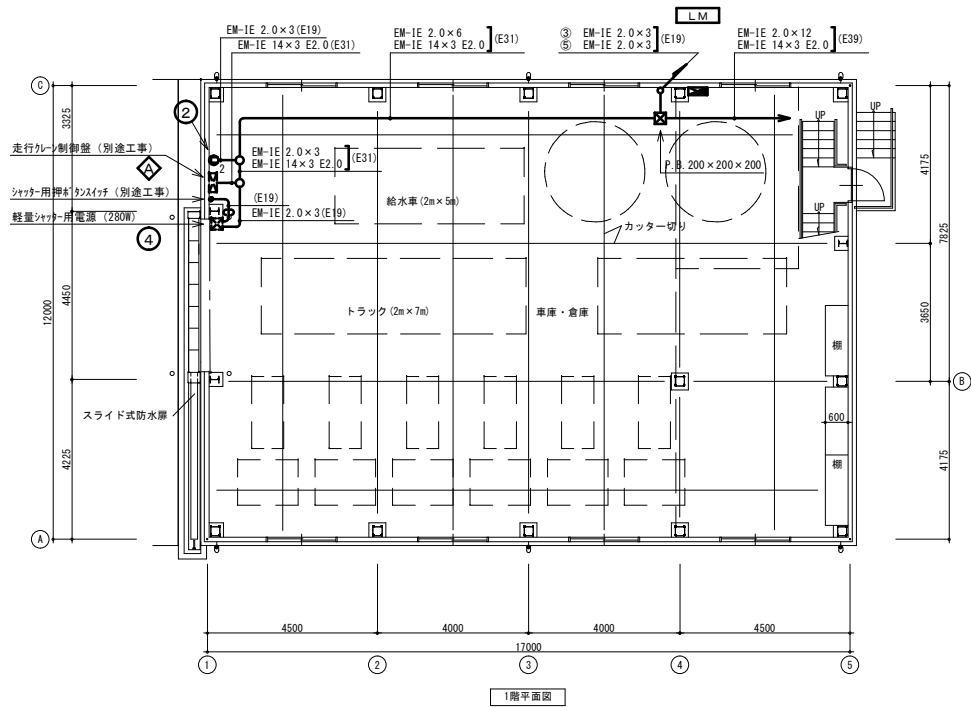
	EM-1 E2.0x3 (E19)
	EM-1 E1.6x2 (E19)
	EM-1 E1.6x3 (E19)
	EM-1 E1.6x4 (E19)
	EM-1 E1.6x5 (E19)

二重天井内は、ケーブルこがり配線とする。
RC・CB部分は、適合するP.F管にてケーブル保護をする。

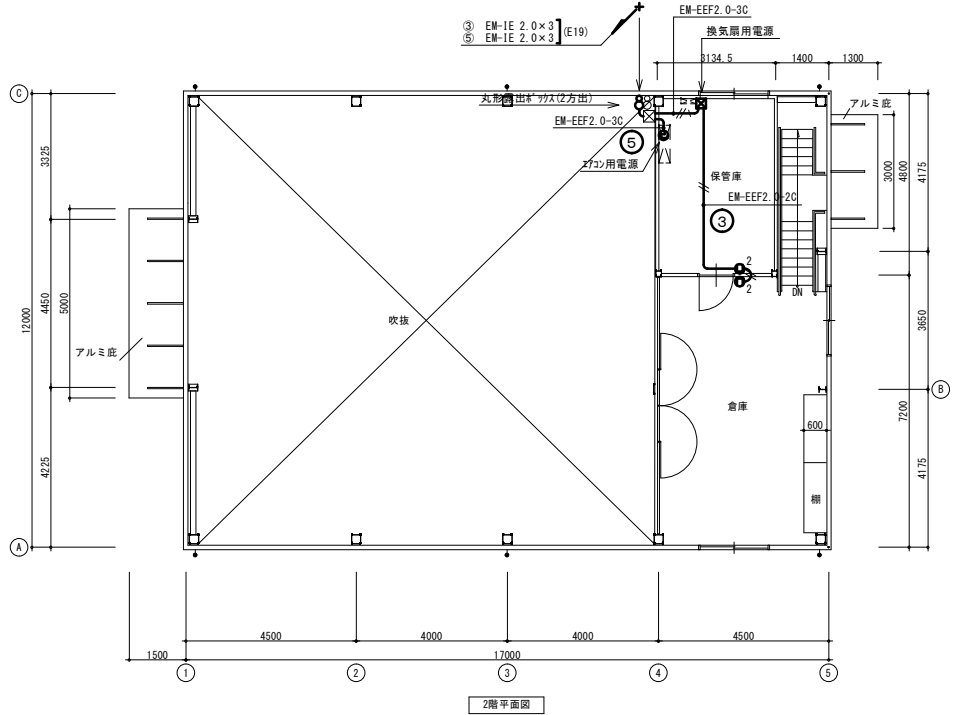
A	LED高天井電線内蔵型1500形広角	B	天井埋付型 40形 一体型LED-334 富士型	C	天井埋付型 40形 一体型LED-334 反射型付型
<p>製品名: S200K、4×7 定格電圧: AC100V、消費電力: 17W、電圧: 100-240V 照射角: 広角、光束中心角: 120度 (光束直径: 4.7m) 照度: 約17lx (1.0m)、約17lx (1.0m) プール、車庫等に適用可能。 全高: 約1500mm (吊下げ長さ: 約1000mm) 全幅: 約1500mm (吊下げ長さ: 約1000mm) 重量: 約15kg (吊下げ長さ: 約1000mm) 吊り金具は別売。 吊り金具は別売 (4×4.4)、吊り金具は別売</p>		<p>LSS9-2350LM</p>		<p>—製品タイプ: S200K—100タイプ 定格電圧: AC100V、消費電力: 17W、電圧: 100-240V 照射角: 広角、光束中心角: 120度 (光束直径: 4.7m) 照度: 約17lx (1.0m)、約17lx (1.0m) プール、車庫等に適用可能。 全高: 約1500mm (吊下げ長さ: 約1000mm) 全幅: 約1500mm (吊下げ長さ: 約1000mm) 重量: 約15kg (吊下げ長さ: 約1000mm) 吊り金具は別売。 吊り金具は別売 (4×4.4)、吊り金具は別売</p>	

注記 1) 照明器具横の(イ)(ロ)の記号は、スイッチの回路を表す



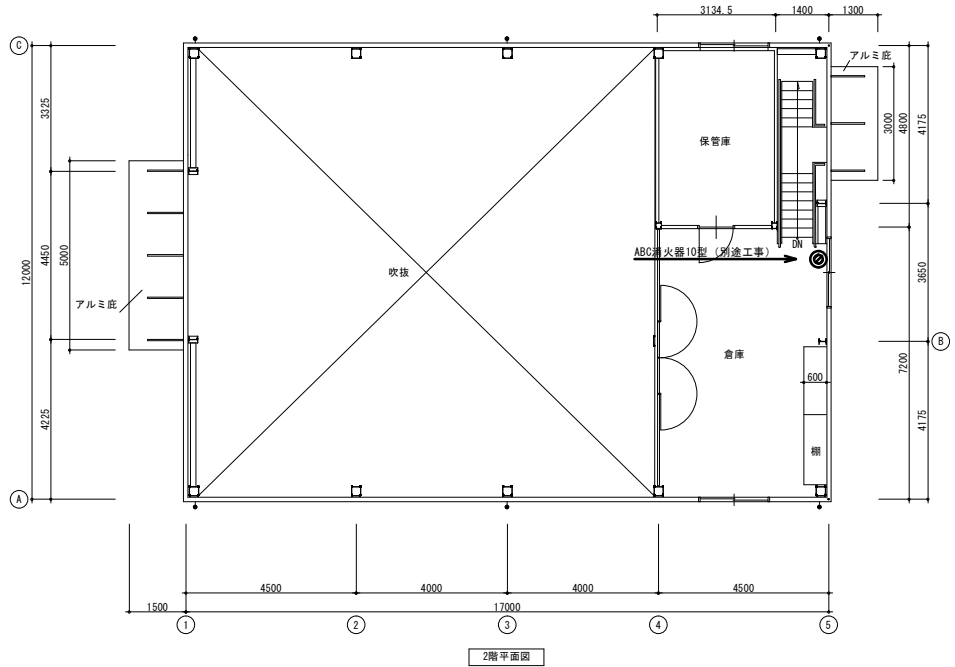
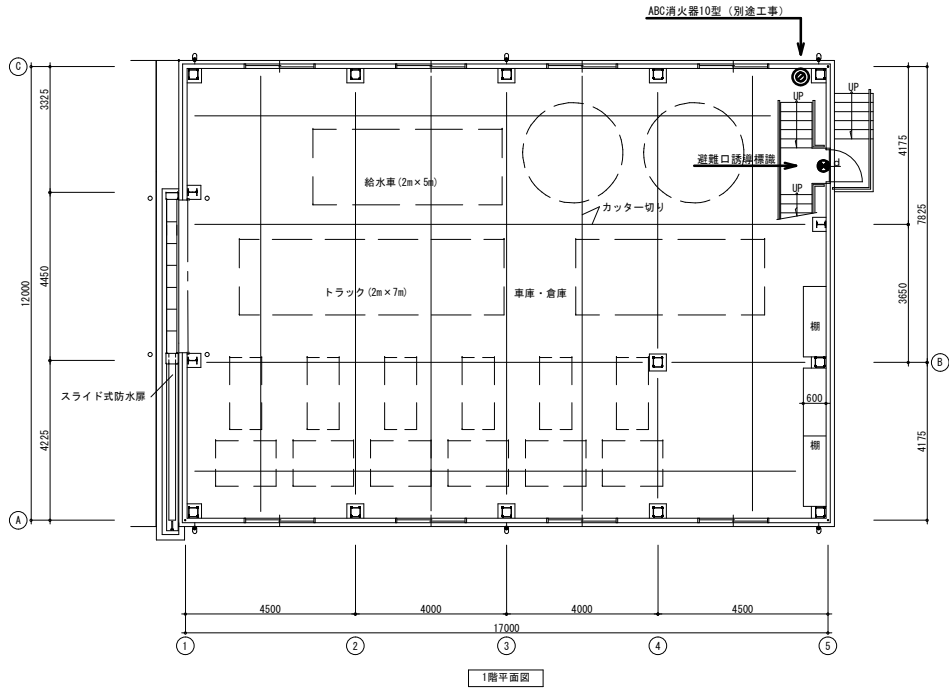
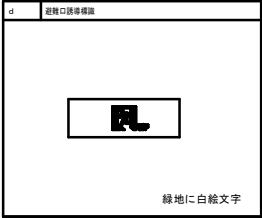


1階平面図

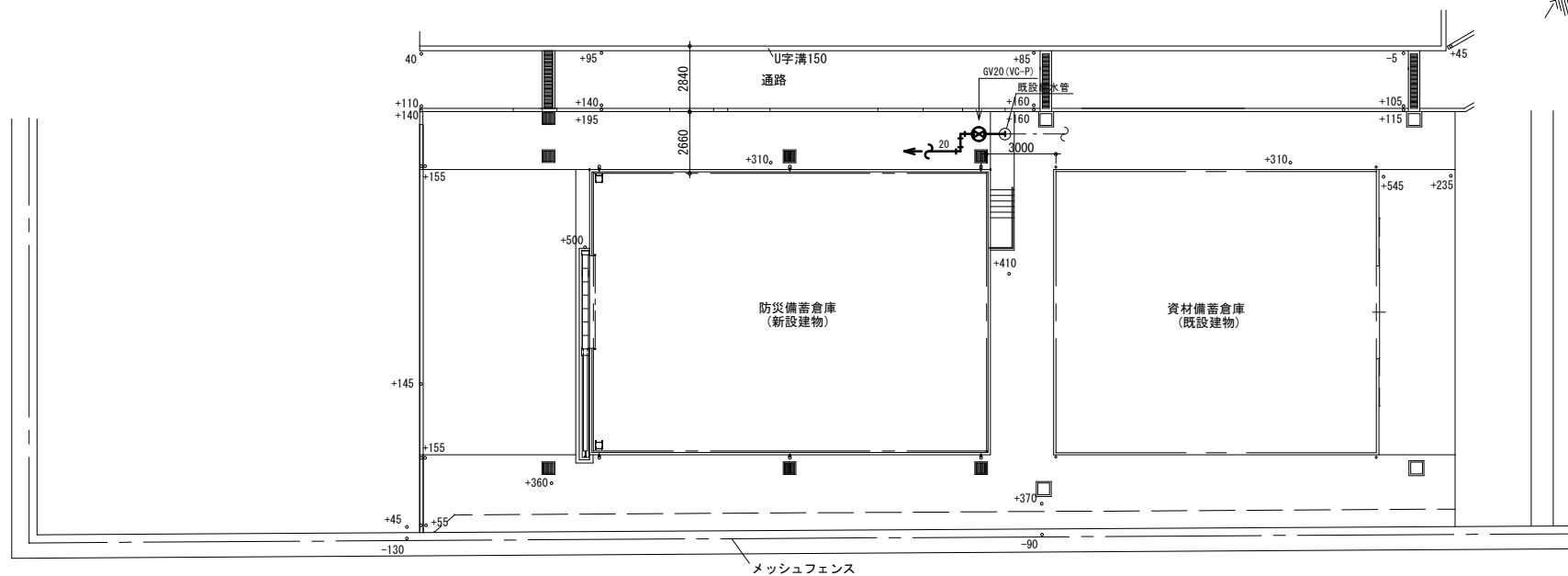
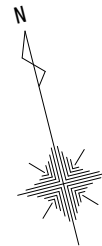


2階平面図

徳島県企業局	工事名	図面番号	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	R 1 企総管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事	E-04	
	図面名	縮尺	
	ポンプ設備 動力設備 平面図	1/100	



徳島県企業局	工事名	図面番号	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一部
	R1 企総管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事	E-05	
	図面名	縮尺	
	防災設備 平面図	1/100	



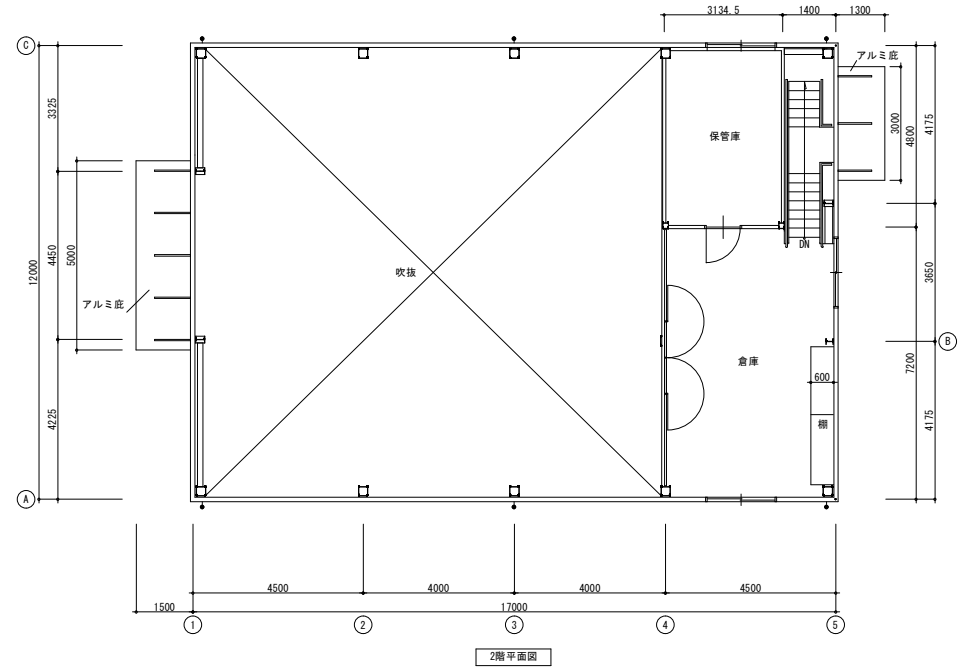
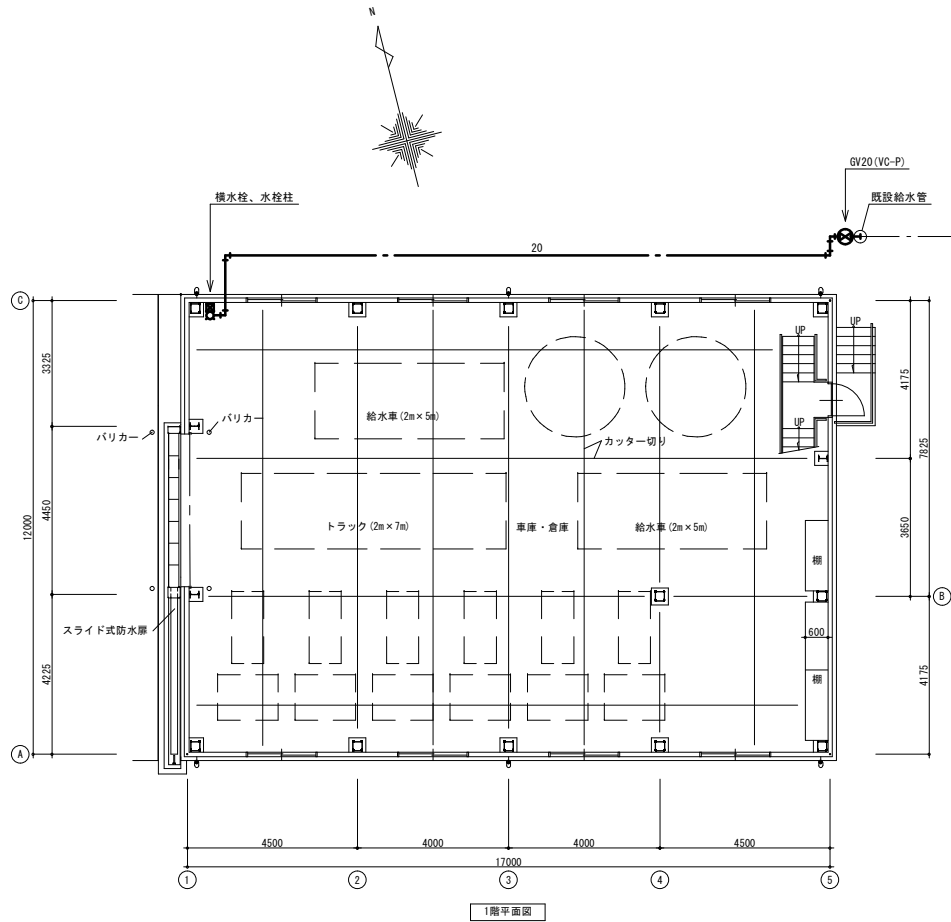
NGL=KBM+400とする

配置図 1/150

	徳島県企業局	工事名	図面番号	株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端社 川端社 川端社
		R 1 企総管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事	W-02		
		図面名	縮尺		
		管工事 配置図	1/150		

器具表

名称	品番 (TOTO)	品番 (LIXIL)	付属品及び備考	数量
横水栓	T200NR13 C	LF-7R-13		1
水栓柱			合成樹脂製 約70mm角 全長約700mm	1



徳島県企業局

工事名
R1 企総管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事
図面名
管工事 平面図

図面番号
W-03
縮尺
1/100

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社 一郎

空調工事仕様書

I. 工事項目

Table with 3 columns: 種目, 機器, 工事概要. Rows include 空気調和設備, 換気設備, and empty rows.

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省次官官房庁管轄部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工...」(平成28年版)) (ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工...」(平成28年版)))及び「公共建築設備工事標準(機械設備工...」(平成28年版))による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省次官官房庁管轄部監修の「機械設備工事監理指針(平成28年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手数料等は(標仕 <I>1.1.3) にあり行う。なお、(監理指針 <I>1.1.4) を参考とする。
2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2, <I>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処置を施す。(標仕 <I>1.3.4, 監理指針 <I>1.3.4)
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.4.2, 監理指針 <I>1.4.2)
使用する建材が、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作用、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
3. 設計図面に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図面によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.8) による。
4. 本工事の施工及び管理にありて法上必要な資格者とする。工事着手前に資格者名簿を提出する。
5. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
6. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定することは限定しない。
7. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>A.1.3)
8. スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
9. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成に準らい補修する。
10. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9) により行う。
(1) POBを含む機器は、調音を添えて引き渡すとする。
(2) 空調機器の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
10. 耐震施設
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成9年版)(建設大臣官房庁管轄部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は(特定施設○)一般施設であり、地域係数は(C.0)、0.9とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

Table with 3 columns: 設置場所, 機器種別, 機器. Rows for 上層階 (機器: 機, 防振支持の機器, 水槽類), 中層階 (機器: 機, 防振支持の機器, 水, 水槽類), 1階及び地下階 (機器: 機, 防振支持の機器, 水槽類).

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 防炎機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類)
(3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わずにとよまよ。

- 11. 各種荷重計算
対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)
12. 強度計算
対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)
13. コンクリート工事
熱源機基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 1. 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1, <2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設機)を行う。(標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い掘切り處には再生クラクチャーランを通り方ならぬ敷き込み、突当部めくれ後、管をなじみぬ布設する。埋め戻しは、砂の類で管の周囲を埋め戻し十分完了した後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1)
5. 冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う。
6. スリーブ材については、(標仕 <2>2.2.7, 監理指針 <2>2.2.7)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1, 標準図 施工1, 監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
7. 弁類については、JIS-SKとする。ただし、特記部分ではJIS-10Kとする。
8. 保温工事種別は、原則グラスウール保温材とする。ただし、厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。また、耐火二層管は保温を行わない。
9. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融鋅めっき製(HDZ35以上)とし、屋外及びビッ内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
10. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 熱源機器 ・ ボイラー ・ 自動制御盤 ・)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融鋅めっき製(HDZ35以上)とする。
11. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂れつきの面及び合板側面の塗装は行わない。(・ ダクトスペース、パイプシャフト内)
屋内、屋外及びビッ内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融鋅めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカーバパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般設置、廊下等)
垂れつきの金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚膜電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
12. 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隔べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
13. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <I>1.7.4)
なお、屋外及びびくのある場所(併内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装済又は耐候性を有するカウティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
14. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
15. ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする。
長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法(・ コーナボルト工法 (・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法) ・ アングルフランジ工法)
上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
16. 冷水管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管は20mm以上とする。
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。
17. 試運転調整にあたっては、「監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

Table with 5 columns: 用途, 名称, 番号, 備考. Rows include 冷水・温水・冷温水, 配管用炭素鋼管(白), 配管用炭素鋼管(黒), etc.

VI. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

Table with 2 columns: 品目, 機材名・注記. Rows include ボイラー, 温水発生機, 冷凍機, etc.

Table with 5 columns: 徳島県企業局, 工事項, 図面番号, 図面名, 株式会社 川建設. Rows include R1 全総管, 図面番号 C-01, 図面名 空調工事 特記仕様書, 図面番号 NON.

冷媒管サイズ表

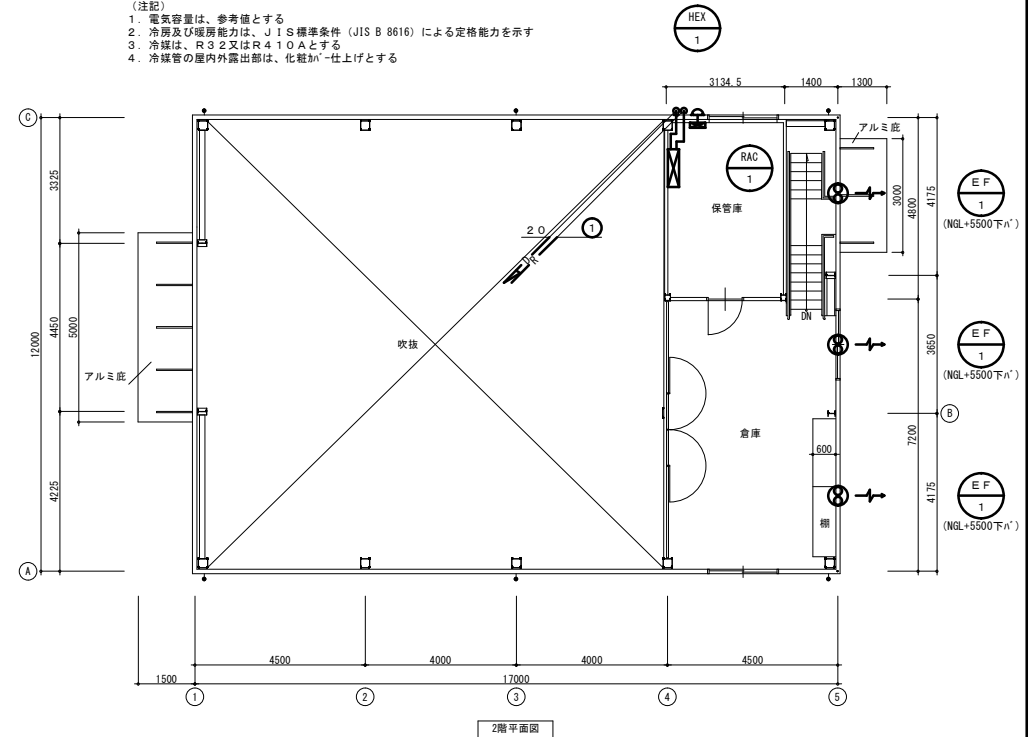
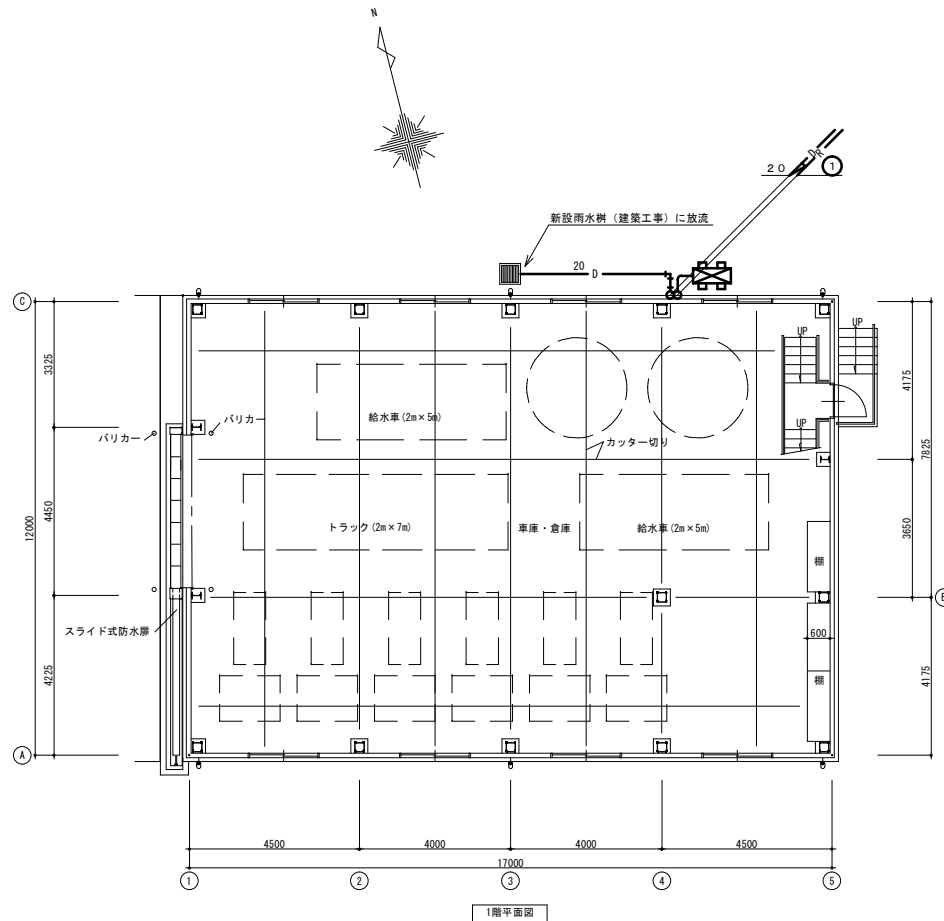
記号	ガス側φ	液側φ	備考
①	9.5	6.4	EM-EFP2.0-2C×2

機器表

記号	名称	付属品及び備考	数量
RAC-1	ルームエアコン	空冷ヒートポンプ式 壁掛形	1
		冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.2kW	
		圧縮機 0.95kW 電源 1φ100V 消費電力 1.810kW	
		ワイヤレスリモコン 室外機転倒防止金物	
		室外機コンクリート基礎 (地先ブロック)	
		冷媒配管サイズ (6.4/9.5)	
HEX-1	住宅用全熱交換器	準寒冷地・温暖地仕様 壁掛1パイプ(φ100)取付タイプ	1
		引きひもタイプ 有効風量 35m ³ /h (強) 消費電力 22.5w (強)	
		電源 単相100V ステンレス製角形フード (防虫網付)	
		給排気パイプ その他付属品一式共	
EF-1	産業用有圧換気扇	低速音形ステンレスタイプ 羽根径40cm	3
		極数4P 公称出力 200W 風量 4.320m ³ /h	
		消費電力 202w 電源 単相100V	
		電気シャッター バックガード 木枠	
		ステンレス製ウエザークーパー (防虫網付) 温度スイッチ (1個で3台制御)	
		コンセントプラグ その他付属品一式共 (温度スイッチは電気工事に支給とする)	

(注記)

1. 電気容量は、参考値とする
2. 冷房及び暖房能力は、JIS標準条件 (JIS B 8616) による定格能力を示す
3. 冷媒は、R32又はR410Aとする
4. 冷媒管の屋内外露出部は、化粧カバー仕上とする



徳島県企業局

工事名
R1 企総管 吉野川北岸工業用水道 防災備蓄倉庫新築工事
図面番号
C-02
図面名
空調工事 平面図
縮尺
1/100

株式会社 川建設
1級建築士登録
第126265号
川端社一郎